

秩父市公共施設広告事業提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の公共施設を広告媒体とする民間事業者等からの提案を受けるために必要な事項を定めるものとする。

(募集する提案)

第2条 募集する提案は、公共施設を広告媒体とした民間事業者等の創意工夫に富んだアイデアやノウハウ等を活かした提案とする。

(提案の募集)

第3条 市長は、広告掲載に関する企画提案をホームページや市報等を通じて募集する。この場合において、市長は広告提案を募集する時期及び公共施設等を、別途定めることができる。

(提案の事前協議)

第4条 広告の提案を行おうとする民間事業者等（以下「提案者」という。）は、提案内容や提案事業の注意事項等に関する相互理解を深めるため、提案の提出前にあらかじめ市長と協議を行わなければならない。

(提案の提出)

第5条 提案者は、秩父市公共施設広告事業提案書（様式第1号。以下「提案書」という。）を、市長に提出するものとする。

2 提案者は提案書のほか、提案の内容を説明する資料を提出することができる。

(提案の受理)

第6条 市長は提案者から提案書が提出された場合、提案書の内容が募集する広告提案に該当するか事前審査を行い、提案を受理することができないと判断したときは、その旨を提案者に通知しなければならない。

(提案の審査等)

第7条 市長は、提案書が提出された場合において、これを受理したときは、提案書及び説明資料に基づき審査を実施し、その採否及び提案者と優先的に契約することの承認（条件付き承認を含む。）又は不承認を決定する。このとき、広告原稿の審査をすることができる。

2 市長は、提案内容の新規性等により広告掲載の採否に疑義が生じた場合、秩父市公共施設ファシリティマネジメント推進会議（以下「FM推進会議」という。）に諮ることができる。FM推進会議における審査及び決定は、前項の規定に準じて実施する。

3 市長は、提案の審査結果について、秩父市公共施設広告事業審査結果通知書

(様式第2号)により、速やかに提案者に通知を行う。

(契約の考え方)

第8条 実施決定した広告提案に係る事業の募集は、公募により行うことを原則とする。ただし、新規性のある提案に限り、実施決定した広告提案事業の提案者と随意契約をすることとする。

(広告掲載の可否)

第9条 広告掲載の採否の判断は、秩父市公共施設広告掲載要綱及び秩父市公共施設広告掲載基準に基づき行う。

(契約手続)

第10条 広告掲載の契約を行うにあたり必要な事項は、秩父市公共施設広告掲載要綱の定めによる。

(事務の取扱い)

第11条 公共施設広告事業提案制度に関する事務は、別に定めるものを除き、財務部資産マネジメント課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

秩父市公共施設広告提案書

（宛先）秩父市長

秩父市の公共施設への広告事業提案を申し込みたく、次のとおり企画内容を提案します。

提案者	所在地（住所）		〒	
	ふりがな			
	名称 / 氏名			
	代表者職名・氏名			
	業 種			
	担当者	部署名		
		ふりがな		
		氏名		
	連絡先	TEL		
		携帯電話		
FAX				
E-mail				
ホームページURL				
企画内容	提案件名			
	提案金額	年額	円	
	希望契約年数		年	
	概 要			
	備 考			
添付資料		<input type="checkbox"/> 参考資料（任意） <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書または代表者の身分証明書 <input type="checkbox"/> 秩父市の未納税額がないことの証明書		

秩父市財務部資産マネジメント課において、秩父市における納税状況等について、税担当課に照会することに同意いたします。

申請代理人

所在地（住所）	
ふりがな	
名称 / 氏名	
TEL	
携帯電話	
FAX	
E-mail	

令和 年 月 日

様

秩父市長

印

秩父市公共施設広告事業審査結果通知書

令和 年 月 日付でご提案いただきました秩父市公共施設広告事業提案について、
下記のとおり審査の結果を通知します。

提案件名 :
提案金額 :
希望契約年数 :

記

審査結果	<input type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 不採用
契約方法	
理由	
採用の場合の条件	
備考	

担当

TEL